

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十一号

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

例

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（道路の構造の一般的技術的基準） 第三条 道路を新設し、又は改築する場合における法第三十条第三項の規定により条例で定める道路の構造の一般的技術的基準は、構造令第三条の規定による区分（以下「区分」という。）に従い、次条から第四十五条の二までに規定するものとする。</p> <p>（交通安全施設） 第三十四条 道路には、交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で、規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>第四十五条 （略）</p> <p>（歩行者利便増進道路） 第四十五条の二 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</p> <p>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</p> <p>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定す</p>	<p>（道路の構造の一般的技術的基準） 第三条 道路を新設し、又は改築する場合における法第三十条第三項の規定により条例で定める道路の構造の一般的技術的基準は、構造令第三条の規定による区分（以下「区分」という。）に従い、次条から第四十五条までに規定するものとする。</p> <p>（交通安全施設） 第三十四条 道路には、交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で、規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>第四十五条 （略）</p>

る道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。